

様式第9号

検査又は調査の結果（令和5年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R5.8.16	粟国	石灰石	廃止	鉱業権が消滅した鉱山について、鉱山保安法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行った。	適	—
R5.9.11	奥武	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・保安規程に措置の実施状況確認結果及び内容評価結果の記録に関する事項を記載するよう指導した。 ・保安規程に作業責任者について、具体的に記載するよう指導した。 ・砕鉱場は、工事計画届のとおりに設置するよう指導した。
R5.9.27	山城	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・保安規程変更届出を提出するよう指導した。
R5.9.28	奥間	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・保安規程変更届出を提出するよう指導した。 ・変更施業案に係る現況調査を実施するよう指導した。 ・貯鉱場の工事計画届出書を提出するよう指導した。

様式第 9 号

検査又は調査の結果（令和 5 年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R5. 10. 17 R5. 10. 18	宮国	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 鉱山労働者に対する保安教育を実施するよう指導した。
R5. 10. 18 R5. 10. 19	白川	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 鉱業権者が講ずべき措置を遵守するよう指導した。
R5. 10. 30	三和	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 鉱業権者が講ずべき措置について、保安規程に定めるよう指導した。 ・ 鉱害のリスク評価基準を定め、リスク評価を十分に実施するよう指導した。
R5. 11. 13	平成	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 鉱業権者が講ずべき措置について、保安規程に定めるよう指導した。 ・ 鉱害のリスク評価基準を定め、リスク評価を十分に実施するよう指導した。

様式第 9 号

検査又は調査の結果（令和 5 年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R5. 11. 28 R5. 11. 29	長山	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 変更施業案に係る現況調査を実施するよう指導した。
R5. 12. 12 R5. 12. 13	丸高	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 変更施業案に係る現況調査を実施するよう指導した。 ・ 保安規程の内容を実態に合った内容に修正するよう指導した。
R5. 12. 13 R5. 12. 14	八重島	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・ 作業監督者の解任届出及び選任届出を提出するよう指導した。 ・ 保安規程の内容を実態に合った内容に修正するよう指導した。 ・ 保安規程変更時及び施業案変更時の現況調査を実施するよう指導した。 ・ 鉱山労働者に対する保安教育を実施するよう指導した。 ・ 巡視及び点検を実施し、記録を取るよう指導した。
R6. 2. 8	大琉	石灰石	稼行	鉱山保安法第 4 7 条第 1 項に基づき、作業環境（粉じん）の管理状況等について立入検査を行った。	適	—

注 1：操業状態の区分は、次のとおり。
稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
廃止：鉱業法に基づき鉱業権が放棄されたもの。

注 2：結果の区分は、次のとおり。
不適：検査の結果、鉱山保安法令に不適合等である事項が認められたもの。
適：検査の結果、「不適」以外のもの。